

## 第 85 号議案

加東市社福祉センター条例等の一部を改正する条例制定の件

加東市社福祉センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市社福祉センター条例等の一部を改正する条例

(加東市社福祉センター条例の一部改正)

第 1 条 加東市社福祉センター条例（平成 18 年加東市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「する者」の右に「(以下「使用者」という。)」を加える。

第 15 条を第 17 条とし、第 14 条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条第 2 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項中第 3 号を第 6 号とし、第 2 号を第 5 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(3) 社福祉センターの使用料の徴収に関すること。

(4) 市長の承認を得て社福祉センターの使用料の減免及び還付を行うこと。

第 14 条第 2 項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 市長の承認を得て社福祉センターの開館時間及び休館日の変更を行うこと。

第 14 条中第 3 項を削り、同条第 4 項中「「指定管理者」として、これらの規定を適用する」を「、「指定管理者」と読み替えるものとする」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条を第 15 条とし、同条の次に次の第 1 条を加える。

(利用料金)

第 16 条 市長は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、社福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあっては、

第9条（見出しを含む。）から第11条（見出しを含む。）まで並びに前条第2項第3号及び第4号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（使用料の不還付）

第11条 既納使用料は、還付しない。ただし、次に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他不可抗力による事由により使用できなくなったとき。

(2) 使用者の責めによらない事由により使用できなくなったとき。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

使用料

（ ）内は、冷暖房使用の場合に加算する。（単位 円）

区分				午前	午後	夜間	昼間	午後及 び夜間	全日	摘要	
室名		定員	面積	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~21:00	9:00 ~17:00	13:00 ~21:00	9:00 ~21:00		
1階	相談室	10	32	710 (500)	1,120 (710)	1,320 (500)	2,130 (1,420)	2,340 (1,220)	2,950 (1,730)		
	憩いの間	平日	45 帖	(4072)	2,440 (1,120)	3,050 (1,520)	3,050 (1,120)	5,090 (2,850)	6,110 (2,850)	8,550 (3,760)	
		土日・ 祝日	45 帖	(4072)	2,640 (1,120)	3,460 (1,520)	3,660 (1,120)	5,700 (2,850)	7,120 (2,850)	9,770 (3,760)	
調理室		38	(調理 台7)	1,830	2,440	2,240	3,460	4,680	6,510	ガス・オーブン使	

				台) 9 1	(5 0 0)	(7 1 0)	(6 1 0)	(1, 0 1 0)	(1, 3 2 0)	(1, 9 3 0)	用を含 む。
2 階	レクリ エーシ ョン室	平日	9 9	1 3 7	2, 4 4 0	3, 0 5 0	3, 0 5 0	5, 0 9 0	6, 1 1 0	8, 5 5 0	
		土日・ 祝日	9 9	1 3 7	2, 6 4 0	3, 4 6 0	3, 6 6 0	5, 7 0 0	7, 1 2 0	9, 7 7 0	
	相談室		1 2	3 2	7 1 0 (5 0 0)	1, 1 2 (7 1 0)	1, 3 2 (5 0 0)	2, 1 3 (1, 4 2 0)	2, 3 4 (1, 2 2 0)	2, 9 5 (1, 7 3 0)	
	ボラン ティア 会議室		2 2	3 5	6 1 0 (5 0 0)	1, 0 1 (7 1 0)	1, 2 2 (5 0 0)	2, 0 3 (1, 4 2 0)	2, 2 4 (1, 2 2 0)	2, 8 5 (1, 7 3 0)	
	和室		1 8	(2 0 帖) 3 3	6 1 0 (5 0 0)	7 1 0 (7 1 0)	8 1 0 (5 0 0)	1, 0 1 (1, 4 2 0)	1, 5 2 (1, 2 2 0)	2, 1 3 (1, 7 3 0)	

(加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例の一部改正)

第2条 加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例（平成18年加東市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第7条中「使用者」の右に「(以下「使用者」という。)」を加える。

第10条中「東条福祉センターの」を削る。

第11条中第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第2項とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第12条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、東条福祉センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第7条（見出しを含む。）から第9条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表施設等使用料の部会議休憩等の項中「3, 300円」を「3, 360円」に、「5, 000円」を「5, 090円」に改め、同項備考の欄中第2項の次に次の1項を加える。

3 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

（加東市やしる鴨川の郷条例の一部改正）

第3条 加東市やしる鴨川の郷条例（平成18年加東市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第11条中第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第12条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、鴨川の郷の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表第2に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第6条（見出しを含む。）から第8条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第3号及び第4号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条、第6条関係）

（1）農林漁業体験実習館

使用区分	単位	金額	備考	
宿泊利用	1泊1人	5,500円	15時～翌日の10時	
一時利用	1時間以内1室	1,200円	原則として11時～14時	
研修室	和室	1時間以内1室	2,200円	原則として9時～21時

	洋室	1時間以内1室	1,500円	原則として9時～21時
実習室		1時間以内1室	1,500円	原則として9時～21時

(2) コテージ

使用区分	単位	金額	備考
宿泊利用	1泊1棟	35,000円	15時～翌日の10時
一時利用	1時間以内1棟	3,000円	原則として11時～14時

(3) スポーツ広場

使用区分	単位	金額	備考	
テニス コート	宿泊利用者	1時間以内1面	600円	原則として9時～21時
	宿泊利用者以外の者	1時間以内1面	800円	原則として9時～21時
テニスコート照明	1時間1面	700円		

(4) 鴨川の郷キャンプ場

使用区分	単位	金額	備考
テントサイト	1日1基	5,000円	13時～翌日の10時

(加東市滝野交流保養館条例の一部改正)

第4条 加東市滝野交流保養館条例（平成18年加東市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「する者」の右に「(以下「使用者」という。)」を加える。

第8条中「保養館の施設を利用しようとする者」を「使用者」に改める。

第10条中第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項を同条第2項とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第11条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、保養館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあつては、

第7条（見出しを含む。）並びに前条第1項第3号及び第4号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

別表1回券（1人）の項中「600円」を「800円」に、「300円」を「400円」に改め、同表回数券（11回）の項中「6,000円」を「8,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の加東市社福祉センター条例、加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例、加東市やしろ鴨川の郷条例及び加東市滝野交流保養館条例の別表の規定（次項に規定するものを除く。）は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行の日の前日までに発行した改正前の加東市滝野交流保養館条例別表に規定する回数券の利用については、なお従前の例による。

加東市社福祉センター条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

消費税率（消費税及び地方消費税の合計税率をいう。）が引き上げられたことにより公の施設の使用料の額を見直すこと及び指定管理者が収受する利用料金に関する事項を明確化することについて、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市社福祉センター条例の一部改正（第 1 条関係）

- ア 加東市社福祉センターの使用料の額を改めること。（別表）
- イ 指定管理者が収受する利用料金に関する事項を明確化し、定めること。（第 1 6 条）
- ウ 使用料の不還付に関する規定を加えること。（第 1 1 条）
- エ 指定管理者が行う業務を加えること。（第 1 5 条）
- オ 所要の文言整理を行うこと。（第 9 条及び第 1 5 条）

(2) 加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例の一部改正（第 2 条関係）

- ア 加東市東条福祉センターの使用料の額を改めること。（別表）
- イ 指定管理者が収受する利用料金に関する事項を明確化し、定めること。（第 1 2 条）
- ウ 所要の文言整理を行うこと。（第 7 条、第 1 0 条及び第 1 1 条）

(3) 加東市やしろ鴨川の郷条例の一部改正（第 3 条関係）

- ア 加東市やしろ鴨川の郷の使用料の額を改めること。（別表第 2）
- イ 指定管理者が収受する利用料金に関する事項を明確化し、定めること。（第 1 2 条）
- ウ 所要の文言整理を行うこと。（第 1 1 条）

(4) 加東市滝野交流保養館条例の一部改正（第 4 条関係）

- ア 加東市滝野交流保養館の使用料の額を改めること。（別表）
- イ 指定管理者が収受する利用料金に関する事項を明確化し、定めること。（第 1 1 条）
- ウ 所要の文言整理を行うこと。（第 7 条、第 8 条及び第 1 0 条）

3 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

第85号議案 新旧対照表

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市社福祉センター条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>（使用料）</p> <p>第9条 社福祉センターを使用しようとする者_____は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（権利譲渡の禁止）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（原状回復の義務等）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>（管理の代行等）</p> <p>第14条 市長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>（1） 施設の使用の許可及びその取消しに関すること。</p> <p>（2） 施設の維持管理に関すること。</p> <p>（3） 施設の利用者がその施設等又はその備品を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手續に関すること。</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務</p> <p>3 市長は、法第244条の2第8項の規定により、第9条に規定する使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第10条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第9条 社福祉センターを使用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用料の不還付）</p> <p>第11条 既納使用料は、還付しない。ただし、次に該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>（1） 災害その他不可抗力による事由により使用できなくなったとき。</p> <p>（2） 利用者の責めによらない事由により使用できなくなったとき。</p> <p>（権利譲渡の禁止）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>（原状回復の義務等）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第15条 市長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>（1） 市長の承認を得て社福祉センターの開館時間及び休館日の変更を行うこと。</p> <p>（2） 施設の使用の許可及びその取消しに関すること。</p> <p>（3） 社福祉センターの使用料の徴収に関すること。</p> <p>（4） 市長の承認を得て社福祉センターの使用料の減免及び還付を行うこと。</p> <p>（5） 施設の維持管理に関すること。</p> <p>（6） 施設の利用者がその施設等又はその備品を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手續に関すること。</p> <p>（7） 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第10条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする_____。</p> <p>（利用料金）</p>

(委任)  
 第15条 (略)  
 別表(第9条関係)  
 使用料

( )内は、冷暖房使用の場合に加算する。(単位 円)

区分				午前	午後	夜間	昼間	午後及び 夜間	全日	摘要
				9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	
室名	定員	面積		~12:00	~10:00	~21:00	~17:00	~21:00	~21:00	
1階 相談室	10	32		700 (500)	1,100 (700)	1,300 (500)	2,100 (1,400)	2,300 (1,200)	2,900 (1,700)	
憩いの間	平日	45 帖	72	2,400 0	3,000 0	3,000 0	5,000 0	6,000 0	8,400 0	
				(1,100)	(1,500)	(1,100)	(2,800)	(2,800)	(3,700)	
調理室	土日・祝日	45 帖	72	2,600 0	3,400 0	3,600 0	5,600 0	7,000 0	9,600 0	
				(1,100)	(1,500)	(1,100)	(2,800)	(2,800)	(3,700)	
		38	(調理台7台)	1,800 0 (500)	2,400 0 (700)	2,200 0 (600)	3,400 0 (1,000)	4,600 0 (1,300)	6,400 0 (1,900)	調理室は(調理台7台・ガス・オープン

第16条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、社福祉センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第9条(見出しを含む。)から第11条(見出しを含む。)まで並びに前条第2項第3号及び第4号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)  
 第17条 (略)  
 別表(第9条関係)  
 使用料

( )内は、冷暖房使用の場合に加算する。(単位 円)

区分				午前	午後	夜間	昼間	午後及び 夜間	全日	摘要
				9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	
室名	定員	面積		~12:00	~10:00	~21:00	~17:00	~21:00	~21:00	
1階 相談室	10	32		710 (500)	1,120 (710)	1,320 (500)	2,130 (1,420)	2,340 (1,220)	2,950 (1,730)	
憩いの間	平日	45 帖	72	2,440 0	3,050 0	3,050 0	5,090 0	6,110 0	8,550 0	
				(1,120)	(1,530)	(1,120)	(2,850)	(2,850)	(3,720)	
調理室	土日・祝日	45 帖	72	2,640 0	3,460 0	3,660 0	5,700 0	7,120 0	9,770 0	
				(1,120)	(1,540)	(1,120)	(2,850)	(2,850)	(3,720)	
		38	(調理台7台)	1,830 0 (500)	2,440 0 (710)	2,240 0 (610)	3,460 0 (1,000)	4,680 0 (1,300)	6,510 0 (1,900)	ガス・オープン使用を含む。

				91	0)	0)	0)	00)	00)	00)	使用) 含む。
2階	レクレーション室	平日	99	137	2,400	3,000	3,000	5,000	6,000	8,400	
					0	0	0	0	0	0	
						(1,100)	(1,500)	(1,100)	(2,800)	(2,800)	(3,700)
						00)	00)	00)	00)	00)	00)
		土日・祝日	99	137	2,600	3,400	3,600	5,600	7,000	9,600	
					0	0	0	0	0	0	
					(1,100)	(1,500)	(1,100)	(2,800)	(2,800)	(3,700)	
					00)	00)	00)	00)	00)	00)	
	相談室		12	32	7000	1,100	1,300	2,100	2,300	2,900	
					(500)	0	0	0	0	0	
					0)	(700)	(500)	(1,400)	(1,200)	(1,700)	
						0)	0)	00)	00)	00)	
	ボランティア会議室		22	35	6000	1,000	1,200	2,000	2,200	2,800	
					(500)	0	0	0	0	0	
					0)	(700)	(500)	(1,400)	(1,200)	(1,700)	
						0)	0)	00)	00)	00)	
	小会議室		8	20	4000	6000	8000	1,000	1,400	1,800	
	①②				(500)	(700)	(500)	0	0	0	
					0)	0)	0)	(1,400)	(1,200)	(1,700)	
								00)	00)	00)	
	和室		18	(20帖)	6000	7000	8000	1,000	1,500	2,100	
					(500)	(700)	(500)	0	0	0	
					0)	0)	0)	(1,400)	(1,200)	(1,700)	
								00)	00)	00)	

					0)	0)	0)	10)	20)	30)	
2階	レクリエーション室	平日	99	137	2,440	3,050	3,050	5,090	6,110	8,550	
					0	0	0	0	0	0	0
						(1,120)	(1,520)	(1,120)	(2,850)	(2,850)	(3,750)
						20)	20)	20)	50)	50)	60)
		土日・祝日	99	137	2,640	3,460	3,660	5,700	7,120	9,770	
					0	0	0	0	0	0	
					(1,120)	(1,520)	(1,120)	(2,850)	(2,850)	(3,750)	
					20)	20)	20)	50)	50)	60)	
	相談室		12	32	7100	1,120	1,320	2,130	2,340	2,950	
					(500)	0	0	0	0	0	
					0)	(710)	(500)	(1,420)	(1,220)	(1,730)	
						0)	0)	20)	20)	30)	
	ボランティア会議室		22	35	6100	1,010	1,220	2,030	2,240	2,850	
					(500)	0	0	0	0	0	
					0)	(710)	(500)	(1,420)	(1,220)	(1,730)	
						0)	0)	20)	20)	30)	
	和室		18	(20帖)	6100	7100	8100	1,010	1,520	2,130	
					(500)	(710)	(500)	0	0	0	
					0)	0)	0)	(1,420)	(1,220)	(1,730)	
								20)	20)	30)	

○加東市東条福祉センター「とどろき荘」条例の一部改正（第2条関係）

（使用料）

第7条 東条福祉センターの利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

（原状回復の義務等）

第10条 東条福祉センターの利用者の責めに帰すべき事由により、施設又は設備を滅失し、又は損

（使用料）

第7条 東条福祉センターの利用者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

（原状回復の義務等）

第10条 \_\_\_\_\_ 利用者の責めに帰すべき事由により、施設又は設備を滅失し、又は損

傷したときは、これを原状に回復し、これに要する費用を負担しなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(7) (略)

2 市長は、法第244条の2第8項の規定により、第7条に規定する使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。

3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第4条から第6条まで、第8条及び別表の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(運営審議会の設置)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

別表（第7条関係）

施設等	区分	部屋名	料金		備考
			午前9時～午後6時	午後6時～午後10時	
使用料	会議休憩等	多目的ホール	1時間につき3,300円	1時間につき5,000円	1 間仕切りにより区分したときは、使用面積割合に相当する額とする。 2 営利を目的とした使用については、倍額の使用料とする。

傷したときは、これを原状に回復し、これに要する費用を負担しなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(7) (略)

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第4条から第6条まで、第8条及び別表の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第12条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、東条福祉センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあつては、第7条（見出しを含む。）から第9条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第4号及び第5号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(運営審議会の設置)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

別表（第7条関係）

施設等	区分	部屋名	料金		備考
			午前9時～午後6時	午後6時～午後10時	
使用料	会議休憩等	多目的ホール	1時間につき3,360円	1時間につき5,090円	1 間仕切りにより区分したときは、使用面積割合に相当する額とする。 2 営利を目的とした使用については、倍額の使用料とする。 3 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(略)	(略)	(略)
(略)		

○加東市やしろ鴨川の郷条例の一部改正（第3条関係）

（指定管理者による管理）

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(6) (略)

2 市長は、法第244条の2第8項の規定により、第6条に規定する使用料を指定管理者の収入として收受させることができる。

3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第12条 (略)

別表第2（第4条、第6条関係）

(1) 農林漁業体験実習館

使用区分	単位	金額	備考
宿泊する場合	1泊1人	4,000円以内で規則で定める額	16時～翌日の10時
宿泊し研修室 ない場 合	和室	2時間以内1室	3,600円以内で規則で定める額
	洋室	2時間以内1室	2,400円以内で規則で定

(略)	(略)	(略)
(略)		

（指定管理者による管理）

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(6) (略)

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第12条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、鴨川の郷の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表第2に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合にあつては、第6条（見出しを含む。）から第8条（見出しを含む。）まで並びに前条第1項第3号及び第4号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第13条 (略)

別表第2（第4条、第6条関係）

(1) 農林漁業体験実習館

使用区分	単位	金額	備考	
宿泊利用	1泊1人	5,500円	15時～翌日の10時	
一時利用	1時間以内1室	1,200円	原則として11時～14時	
研修室	和室	1時間以内1室	2,200円	原則として9時～21時
	洋室	1時間以内1室	1,500円	原則として9時～21時
実習室	1時間以内1室	1,500円	原則として9時～21時	

			める額	
	小会議室	2時間以内1室	2,000円以内で規則で定	
			める額	

(2) コテージ

使用区分	単位	金額	備考
宿泊する場合	6人用	1泊1棟	16,000円以内で規則で定める額
	8人用	1泊1棟	28,000円以内で規則で定める額
宿泊しない場合	6人用	3時間以内1棟	3,600円
		追加1時間ごと1棟	1,200円
	8人用	3時間以内1棟	6,600円
		追加1時間ごと1棟	2,200円

(3) スポーツ広場

使用区分	単位	金額	備考
テニスコート	施設使用者による使用の場合	2時間以内1面	900円
	施設使用者以外の者による使用の場合	2時間以内1面	1,200円
テニスコート照明	1時間1面	500円	

施設使用者とは、農林漁業体験実習館又はコテージを使用する者をいう。

(4) 鴨川の郷キャンプ場

使用区分	単位	金額	備考
ファミリーテント(床付き固定式テント)	1日1基	3,000円	13時～翌日10時
テントサイト	1日1基	1,000円	13時～翌日10時

キャンプ用具は、規則で定める。

(2) コテージ

使用区分	単位	金額	備考
宿泊利用	1泊1棟	35,000円	15時～翌日の10時
一時利用	1時間以内1棟	3,000円	原則として11時～14時

(3) スポーツ広場

使用区分	単位	金額	備考
テニスコート	宿泊利用者	1時間以内1面	600円
	宿泊利用者以外の者	1時間以内1面	800円
テニスコート照明	1時間1面	700円	

(4) 鴨川の郷キャンプ場

使用区分	単位	金額	備考
テントサイト	1日1基	5,000円	13時～翌日の10時

(使用料)

第7条 保養館の施設を利用しようとする者\_\_\_\_\_は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 (略)

(利用許可の制限)

第8条 市長は、保養館の施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(6) (略)

2 市長は、法第244条の2第8項の規定により、第7条第1項に規定する使用料を指定管理者の収入として収受させることができる。

3 指定管理者に第1項の業務を行わせる場合にあつては、第5条から第8条までの規定及び別表中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 (略)

別表（第7条関係）

利用者区分	大人（13歳以上の者）	小人（6歳以上13歳未満の者）	障害者手帳所持者
利用券の種類			
1回券（1人）	600円	300円	300円

(使用料)

第7条 保養館の施設を利用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 (略)

(利用許可の制限)

第8条 市長は、使用者\_\_\_\_\_が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(6) (略)

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合にあつては、第5条から第8条までの規定及び別表中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第11条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、保養館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。

4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第7条（見出しを含む。）並びに前条第1項第3号及び第4号の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 (略)

別表（第7条関係）

利用者区分	大人（13歳以上の者）	小人（6歳以上13歳未満の者）	障害者手帳所持者
利用券の種類			
1回券（1人）	800円	400円	400円

回数券（11回）	6,000円	3,000円	3,000円	回数券（11回）	8,000円	4,000円	4,000円
備考 1 6歳未満の者の使用料は、無料とする。 2 その他市長が必要と認める場合に優待券を発行する。				備考 1 6歳未満の者の使用料は、無料とする。 2 その他市長が必要と認める場合に優待券を発行する。			

加東市社福祉センター規則等の一部を改正する規則（案）

（加東市社福祉センター規則の一部改正）

第 1 条 加東市社福祉センター規則（平成 18 年加東市規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条」を「第 17 条」に改める。

第 12 条中「第 14 条第 2 項」を「第 15 条第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定管理者に条例第 16 条第 1 項の規定により、社福祉センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第 9 条（見出しを含む。）及び様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第 2 号中「加東市会計管理者」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（加東市東条福祉センター「とどろき荘」規則の一部改正）

第 2 条 加東市東条福祉センター「とどろき荘」規則（平成 18 年加東市規則第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条」を「第 14 条」に改める。

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定管理者に条例第 12 条第 1 項の規定により、東条福祉センターの利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第 5 条（見出しを含む。）及び第 6 条（見出しを含む。）並びに様式第 1 号から様式第 4 号までの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

様式第 4 号中「利用料」を「使用料」に改める。

（加東市東条福祉センター「とどろき荘」運営審議会規則の一部改正）

第 3 条 加東市東条福祉センター「とどろき荘」運営審議会規則（平成 25 年加東市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 12 条」を「第 13 条」に改める。

（加東市やしろ鴨川の郷規則の一部改正）

第 4 条 加東市やしろ鴨川の郷規則（平成 18 年加東市規則第 109 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 12 条」を「第 13 条」に改める。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定管理者に条例第 12 条第 1 項の規定により、鴨川の郷の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、様式中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

別表を削る。

(加東市滝野交流保養館規則の一部改正)

第5条 加東市滝野交流保養館規則（平成18年加東市規則第110号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第12条」に改める。

第4条中「次に掲げるとおり」を「使用料を納めた者の責めによらない事由により保養館の施設の利用ができなくなったとき」に改め、第1号を削る。

第7条に次の1項を加える。

2 指定管理者に条例第11条第1項の規定により、保養館の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第4条（見出しを含む。）及び様式第1号中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

様式第1号中「利用料」を「使用料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の加東市やしろ鴨川の郷規則の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。